

令和7年度事業計画

1 はじめに

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年は、日本の将来を考える上でも非常に重要な年となります。高齢者が生活しやすい地域づくりを推し進めるだけでなく、労働者不足への対応、生産性向上のための対策も同時に検討していかなければならないとされています。そこでますますビジネスの現場では、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）」が求められてくることでしょう。

労働の中核的な担い手となっている生産年齢人口が減少することで生産活動を維持できなくなることも考えられます。このような状況を解消するには、生産年齢人口以外の方（高齢者等）が労働の担い手となっていく必要があります。これがダイバーシティ経営における高齢者の必要性です。高齢者の経験に基づいた専門性や技能を最大限発揮させ活用することが今後シルバー人材センターにとって成長やイノベーションにつながると考えています。

このような超高齢化社会を支えるシルバー人材センターの在り方を考え、会員が生涯現役で活躍できる就業機会を提供することが当センターの務めであると考えます。

当センターは、地域に密着した就業機会の提供による高齢者の社会参加の促進はもとより、高齢者の生きがいの充実、健康の保持・増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などにも貢献するため、未就業会員の会費無料制度を導入し、就業における繋がりだけではなく名実ともに生涯現役の会員としてセンターにお集まりいただいてセンターで行っているサークルや研修旅行にもご参加いただき、また今後開催予定にしているカフェやサロンを活用していただけたらと考えています。

昨秋には、特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律、いわゆる「フリーランス法」が施行されました。当センターでは、この法律の趣旨を踏まえ、業務委託をする契約について、今年4月より契約方法の見直しを順次行ってまいります。会員の皆様がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備し、これまでと変わることなく「自主・自立・共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを遵守しつつ、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいります。

2 事業目標

事業項目	目標値（請負） （包括）	目標値（派遣）	計
会員数	—		500名
受注件数	2,300件	100件	2,400件
受注額	30,600千円 32,900千円	55,000千円	118,500千円
就業延人数	13,000人	14,500人	27,500人

3 基本計画

- (1) 会員拡大事業の推進
- (2) 受託事業の拡大と就業機会の確保
- (3) 安全・適正就業推進事業（安全衛生委員会の設置）の実施
- (4) 研修会・講習会の開催及び参加
- (5) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進
- (6) 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（フリーランス法）への対応
- (7) 関係団体との連携の強化
- (8) 独自事業の実施に向けた調査・研究及び施行

4 事業実施計画

- (1) 会員拡大事業の推進
 - ① 就業ニーズの多様化に対応し、職域の拡大及び新たな就業先を開拓し、新規会員の確保につなげる。
 - ② 入会を促進するため、海南市の回覧板に入会案内のチラシを折り込む。
 - ③ 会報「海南シルバーだより」への掲載やホームページを活用して普及啓発活動を推進する。
- (2) 受託事業の拡大と就業機会の確保
 - ① 公共事業受託においては、発注者となる海南市に就業機会の提供について支援と理解を求め、一層の量的拡大を目指す。
 - ② 市内事業所を訪問し、顧客のニーズ等を的確に掴み受注拡大に努める。
特に地域に密着した事業に重点を定めた訪問を行い、新たなニーズの掘り起こしに取り組む。
 - ③ 既契約事業者との良好なコミュニケーションを通じて、受注している民間受託事業の継続ならびに拡大に努める。
 - ④ 過去に契約実績があり現在実績のない事業所等にあらためて訪問等により受注の再開を目指す。
- (3) 安全・適正就業推進事業（安全衛生委員会の設置）の実施
 - ① 安全・適正就業委員会を安全衛生委員会に改編し開催する。
 - ② 事故防止と安全確保のため安全パトロールを行い、就業現場の状況を把握するとともに安全指導の強化をはかる。
 - ③ 安全・適正就業意識の高揚を図るため、安全就業基準の遵守と心構え等の啓発を図るとともに就業実態の検証と必要に応じて是正に取り組む。
 - ④ 会員の就業中の怪我及び賠償事故の抑制のため、安全・適正就業に伴うペナルティ制度にのっとり就業制限等を実施する。
 - ⑤ 労働災害及び健康障害を防止するとともに衛生に関する重要事項を調査・

審議し、衛生管理活動の円滑な推進を図る。

- ⑤ 関係団体の開催する安全・適正就業会議、研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努める。

(4) 研修会・講習会の開催及び参加

- ① 会員の安全就業への意識の高揚と知識・技術の向上を図るため、各種研修会・講習会等を実施し、積極的な参加を促進する。
- ② 和歌山県シルバー人材センター連合会が主催する多様な研修・講習会を周知し会員の受講を促進する。
- ③ 技能職種会員による後継者の育成を図る。
- ④ センターにおける業務運営のデジタル化を推進する（特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律の施行に伴う）にあたり、業務運営の基盤を強化し、シルバー事業を効率的に実施するため会員に向けてデジタル活用支援を行う。

(5) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進

- ① 和歌山県シルバー人材センター連合会の実施する労働者派遣事業ならびに職業紹介事業の実施事務所として、高齢者の多様な就業形態に対応する就業機会の確保・提供に努める。
- ② 就業機会の拡大を図るため、海南市をはじめ市内事業所等への開拓活動を行う。

(6) 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（フリーランス法）への対応

- ① 令和6年に施行されたフリーランス法について、当センターとしてフリーランス法にのっとり契約方法への移行については、発注者や会員への周知及び十分な理解が得られたものから順次契約方法を切り換えることとする。
- ② 幅広く情報の収集を行い、和歌山県シルバー人材センター連合会はじめ近隣のシルバー人材センターと連携しながら対応に努める。

(7) 関係団体との連携の強化

- ① シルバー人材センター事業の円滑化を図るため、海南市をはじめとする官公庁、和歌山県シルバー人材センター連合会等関係機関との連携強化に努める。

(8) 独自事業の実施に向けた調査・研究及び施行

独自事業とは、センターの会員が独自の創意工夫により企画し、自ら実施する事業のことで、会員の働く機会を広げるとともにセンターのイメージを高める効果が期待できます。

受託事業とは趣を異にする事業となりますが、さらなる地域社会への貢献、また、就業を通じた社会参加により、生きがいや喜びに繋げていけるよう会員の自主性、自発性を尊重した独自事業の実施に向け、調査・研究及び施行を推進します。